

※収受印と受理番号のないものは使用許可書とはみなしません。

1 体育館の鍵は使用料の納付を確認のうえ貸与する。鍵の返却は使用後速やかに行うこと。

2 体育館の設備・備品等を滅失し、又はき損をしないこと。

3 体育館使用後は器具等を原状に復し、清掃整頓すること。

4 体育館の風紀及び秩序をみださないこと。

5 火災予防に万全を期し、施設敷地内で喫煙しないこと(館内等禁煙)。

6 夜間の使用は午後9時まで(川俣町社会体育施設設置条例第5条 別表第2「川俣町体育館以外の体育館使用料」に記載の時間内)とすること。

7 都合により体育館使用を変更し、又は許可を取り消すことがあります。

8 その他係員の指示に従うこと。

教育長	館長	係長	係員	受理番号

川俣町体育館以外の体育館使用許可申請書(兼)許可書					
川俣町教育委員会					
年 月 日					
〒 —					
申請者所在					
団 体 名					
代表者氏名 様					
申請者氏名 様					
申請者連絡先(TEL — —					
次のとおり使用申請を受理し、許可いたします。					
使用施設	南体育館 ・ 福田体育館 ・ 飯坂体育館 ・ 福沢体育館				
使用目的					
使用者区分	一 般 ・ 大学生 ・ 高校生 ・ 中学生 ・ 小学生				アマチュア競技 アマチュア競技以外
使用日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 ~ 午前 ・ 午後 時				
	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 ~ 午前 ・ 午後 時				
	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 ~ 午前 ・ 午後 時				
	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 ~ 午前 ・ 午後 時				
	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 ~ 午前 ・ 午後 時				
使用設備器具及び数量		個		個	個
		個		個	個
入場者人員	人	入 場 料 の 有 無		有 ・ 無	円

※上の太枠の中だけご記入ください。

減免該当の有無	有 ・ 無	減免の事由	主催 ・ 共催 ・ 後援 ・ その他
減免区分	減額区分	使用料内訳	使用料
免除 ・ 減額	全額 ・ —	円	円

裏面を参照

※収受印と受理番号のないものは使用許可書とはみなしません。

川俣町社会体育施設設置条例(昭和50年12月25日条例第30号)からの抜粋
別表第2(第5条関係)

川俣町体育館以外の体育館使用料

(単位:円)

区分	1時間当たり	
	9:00～17:00	17:00～21:00
非 営 利 目 的	160	320
営 利 目 的	640	1,290

(使用料の納入義務)

第4条 体育施設の使用の許可を受けた者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第5条 体育施設の使用料の額は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。ただし、体育施設の使用が、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の趣旨にもとづいて行われるときは及び公用、公共用又は公益事業に用する場合において、町長が認めたときは使用料の全部又は一部を免除することができる。

※鍵の返却方法

- ・ 使用する体育館の鍵は、使用後速やかに返却してください。
- ・ 鍵の返却が午後9時以降となる場合は、翌日に返却してください。又は川俣町体育館「南側」
通用口に設置してある鍵回収箱に投函してください。
- ・ 特段の理由なく鍵の早期返却を怠った場合は、次回以降の体育館使用を制限させていただく場合もあります。
(次に使用する方のために早期返却にご協力ください。)